

盛土規制法の対象となる田畑転換・農地造成の考え方

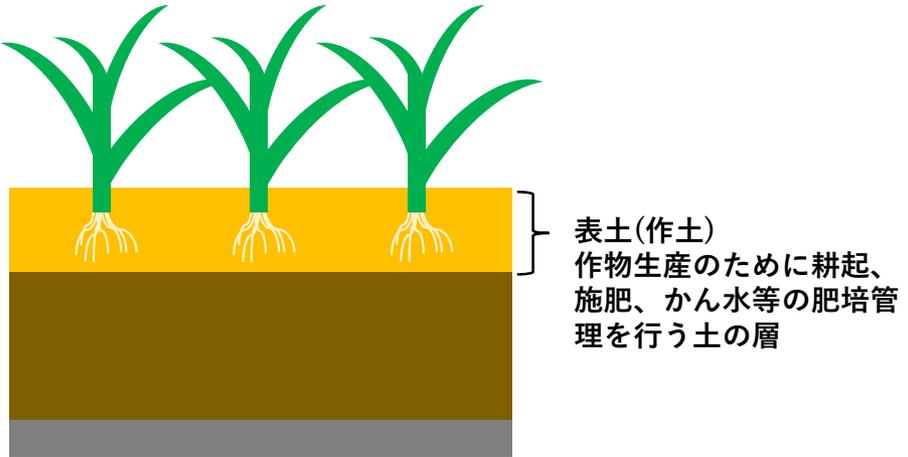
田畑転換・農地造成と表土の補充の違い

田畑転換・農地造成



- 田畑転換は水田、畑としての利用目的が変わるため、通常の営農行為に該当しない
- ※ここでは、水田から畑への不可逆的な変更を田畑転換として整理しており、「ブロックローテーションでの麦大豆の作付」、「水田として利用可能な状態での排水対策等による畑地化」は、通常の営農行為として判断する
- 農地造成は農地の形質が変更されるため、通常の営農行為に該当しない

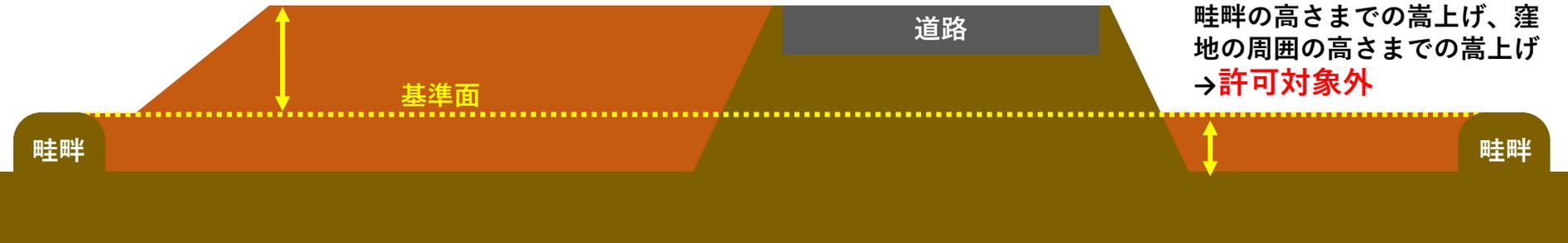
表土の補充(通常の営農行為)



- 表土(作土)の層を当該地外から搬入した土砂により厚くする行為
- 表土(作土)の補充後も水田、畑としての利用目的は変わらないため、農地の形質の変更には該当しない
- 通常、ほ場の状況や栽培する作物の特性等に応じて適切な土質の土砂で必要な高さに補充されるため、必要以上の高さへの造成は表土の補充ではなく、盛土・切土を伴う農地造成と判断

盛土規制法の規制対象の田畑転換・農地造成の考え方

基準面(畦畔、窪地の高さ)を超えた嵩上げ
 →規制対象の盛土・切土の場合、**許可・届出が必要**



畦畔の高さまでの嵩上げ、窪地の周囲の高さまでの嵩上げ
 →**許可対象外**